

証券受託手数料の債権放棄について

本件証券受託手数料については、様々な債権回収の努力を進めてきたところであるが、消滅時効が完成していることにより、目黒区債権の管理に関する条例に基づき、債権を放棄したので報告する。

1 放棄対象債権額 10, 500円

2 債務者

目黒区内法人3社(2, 940円)、品川区内法人1社(3, 465円)、
中央区内法人1社(945円)、千代田区内法人1社(3, 150円)

3 放棄に至るまでの経緯

上記6社に対する証券受託手数料は、特別区民税・都民税の特別徴収分を先日付小切手にて受領したことによる手数料である。平成19年から平成23年の間に発生した、取立手数料と組戻手数料(小切手が不渡りとなった際の手数料)であるが、平成24年から平成28年の間に全て消滅時効が完成した。

特別区民税・都民税の特別徴収分は強制徴収公債権であり、財産調査等を実施した後、回収不能と判断して執行停止・不納欠損処理を行った。但し、本件手数料は私債権であり、債権放棄が必要であるため、今回放棄したものである。

4 根拠法令

目黒区債権の管理に関する条例第6条第1項第1号(消滅時効完成)

5 放棄決定日

令和元年5月31日(令和元年度の不納欠損として計上する)

6 経理処理

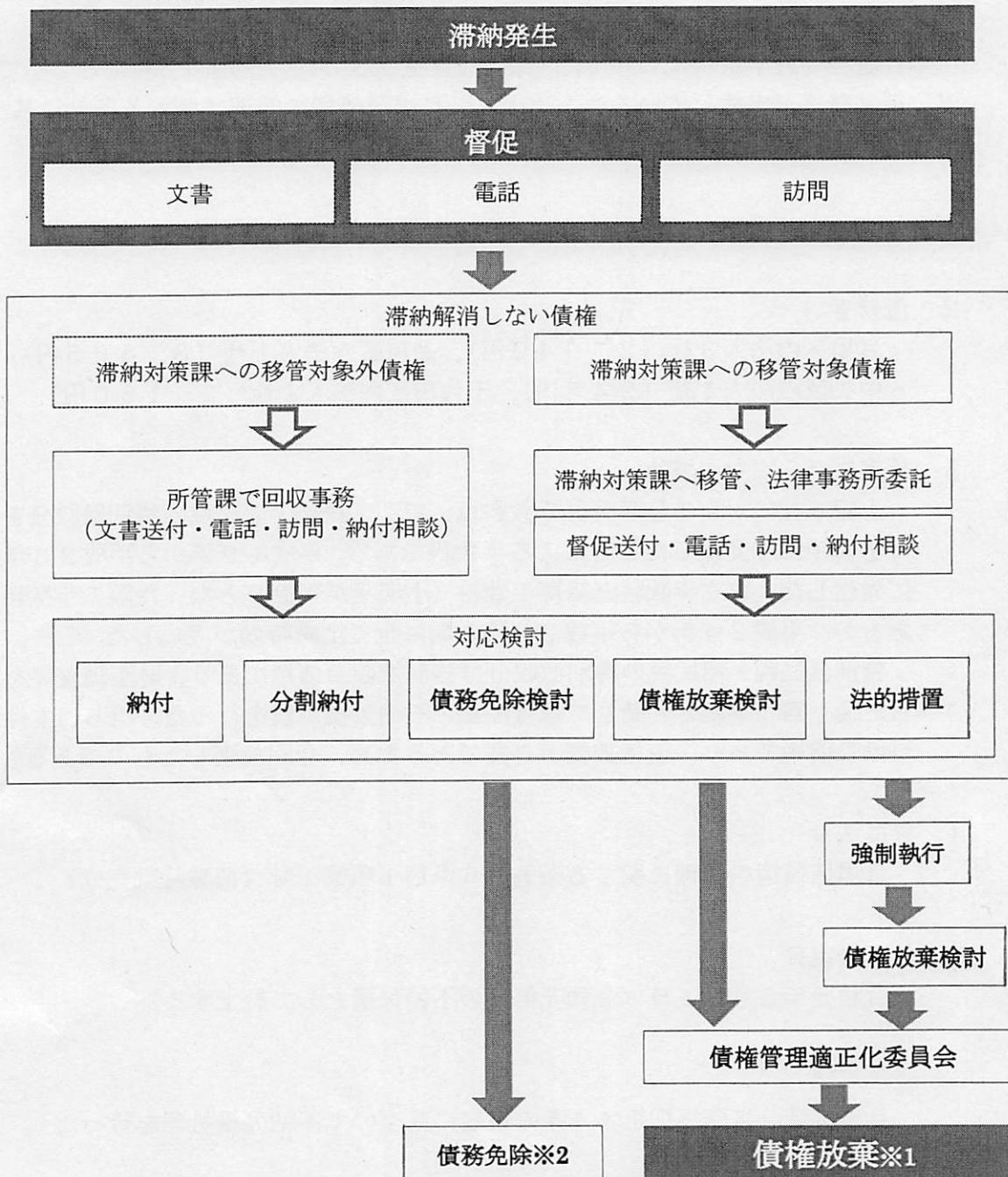
目黒区会計事務規則第44条の規定に基づいて不納欠損処理を行った。

以 上

1 区の債権の種類

- (1) 強制徴収債権：法令に基づき自ら強制執行（差押等）ができる債権
(例) 特別区民税・都民税、国民健康保険料、介護保険料等
- (2) 非強制徴収債権：強制徴収債権以外の債権
(例) 奨学資金貸付金、女性福祉資金貸付金等

2 非強制徴収債権の債権放棄までの流れ



※ 1 債権放棄

債権管理条例第6条1項・2項に該当する債権について放棄し、3項により議会に報告する。

1項1号：消滅時効完成、1項2号：破産免責、1項3号：相続・限定承認

2項1号：生活困窮状態（200万円以下の債権）、2項2号：強制執行後無資力状態（200万円以下の債権）

3項：前2項の規定により区の非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない

※ 2 債務免除

各債権個別条例の「債務免除」の規定に該当する場合は債務免除となる（債権放棄には該当しない）